

平成 21 年（行ウ）第 49 号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原 告 小林 收 外 91 名

被 告 愛知県知事 神田真秋 外 1 名

被告ら準備書面 6

平成 22 年 8 月 2 日

名古屋地方裁判所民事第 9 部 A 2 係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 佐 治 良 三

同 後 藤 武 夫

同訴訟復代理人弁護士 常 川 尚 嗣



本準備書面においては、特に断りのない限り、従前使用したのと同一の略称を使用する。

第 1 河川整備基本方針検討小委員会における調査、審議について

貴庁より、乙 46 及び乙 47 に基づいて、河川整備基本方針検討小委員会においてどういう調査・審議が行われたのか要約して主張するよう求められたので、被告らは、平成 19 年 7 月 31 日及び同年 8 月 31 日に開催された第 72 回及び第 74 回河川整備基本方針検討小委員会の各議事録（乙 49 及び乙 50）並びに同委員会で検討された資料（乙 51 の 1 ないし乙 51 の 3）を提出するとともに、そこで調査・審議の内容の要旨を以下のとおり明らかにする。

なお、以下の要旨における乙46及び乙48も、同様に上記各委員会で検討された資料である。

1 平成19年7月31日に開催された第72回河川整備基本方針検討小委員会における調査・審議の内容の要旨（乙49のうち、木曽川水系連絡導水路に関する部分について要約したもの）

なお、要旨における乙号証の記載は、貴庁の便宜のため、被告ら代理人において加筆したものである。

事務局	<p>○ 木曽川水系連絡導水路について（乙51の1・10頁右下部分）</p> <p>木曽三川をつなぐ水路の整備により、広域的、効果的な流水のネットワークの構築を行い、これにより利水の安定供給、流水の正常な機能の維持を図ることとしている。徳山ダムの緊急水が、この木曽川水系連絡導水路によりそれぞれの河川に導水されるという計画である。</p> <p>木曽川水系連絡導水路の目的としては、異常渴水時の緊急水導水による河川環境の改善等、また新規利水の導水ということである。</p> <p>また、導水路が整備された場合、平成6年規模の渴水でも、揖斐川では万石地点で$20\text{ m}^3/\text{s}$、木曽川では成戸地点で$40\text{ m}^3/\text{s}$の流量を確保できるということである。</p> <p>○ 流水の正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量）の設定について（乙46～乙48）</p> <p>まず利水の歴史的経緯についてみると、昭和17年に今渡ダムの建設に際し、発電事業者や農業関係者との協議により、今渡ダム$100\text{ m}^3/\text{s}$の制限流量に合意した。これは、下流の流況へ悪影響を与えないよう貯留制限をかけたものである。</p> <p>その後、昭和40年に木曽三川協議会において、水資源開発の基本となる木曽川三川の基準地点と基準流量を設定した。即ち、今渡地点では$100\text{ m}^3/\text{s}$を踏襲し、成戸地点では下流の漁業に配慮して$50\text{ m}^3/\text{s}$を設定した。</p>
-----	--

m^3/s を設定したものである。

これに合わせて、木曽川水系工事実施基本計画においても、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は今渡地点で $100 m^3/s$ としており、現在でも、今渡地点 $100 m^3/s$ 、成戸地点 $50 m^3/s$ 等は、利水計画の治水及び貯留制限流量として運用されている。

基準地点は、今回も今渡地点と考えている。

正常流量の設定については、木曽川の区間を A 区間（河口～木曽川大堰）、B 区間（木曽川大堰～今渡ダム）と分け、区間ごとに、かんがい期と非かんがい期の期別で検討を行っている。そして、今回 A 区間について、動植物の生息地または生育地の状況から検証して決定している。

ここで検証というのは、木曽川大堰の放流量 $50 m^3/s$ （成戸地点において、下流の漁業に配慮して昭和 40 年に設定された流量）について行っているものであり、流量と塩素イオン濃度との関係を確認している。即ち、A 区間における代表生息種であるヤマトシジミの鱗死が発生しない流量が、木曽川大堰の放流量でどれ位かということを見たものである。

平成 17 年のデータによると、塩素イオン濃度 $11, 600 mg/l$ 以下というのが、ヤマトシジミの生息の目安となっており、概ね $50 m^3/s$ より大きい流量であれば、塩素イオン濃度が大体 $11, 600 mg/l$ 以下になる（つまり、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさないと考えられる塩素イオン濃度を満足できている）ということが確認できる（乙 47・14 頁、乙 48 右下部分）。

ここから、下流の漁業に配慮した成戸地点 $50 m^3/s$ という意味がわかるのであり、歴史的な経緯を踏まえて設定された成戸地点 $50 m^3/s$ に、水利権量や支川の流入量等を加えて、基準地点である今渡地

	<p>点でかんがい期 $150 \text{ m}^3/\text{s}$、非かんがい期 $78 \text{ m}^3/\text{s}$ を設定したものである。これらについても、今後既設の施設を有効利用すること、水利用の合理化を促進すること等により、必要な流量の確保に努めることとしている。</p>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正常流量の設定について <p>木曽川の動植物の生息地または生育地の状況から検討された $50 \text{ m}^3/\text{s}$ は、歴史的経緯もあると思うが、平成 17 年のデータにより検証されているが、やはりこのデータでは無理がある。もう少し説得力のあるデータの積み重ねが必要ではないか。</p> ○ ワンドと正常流量との関係について <p>ヤマトシジミで検証されているが、それ以外の動植物から見たときにどうかという視点も必要ではないか。特に、ワンド群における動植物の生息にとって、果たして $50 \text{ m}^3/\text{s}$ が妥当かという視点での検証も必要ではないか。</p> ○ 利水について <p>渴水時におけるダム群の総合運用と、木曽川水系連絡導水路によるネットワーク化により、渴水時における安定的な水供給を確保していくことだが、特に木曽川水系連絡導水路によるネットワーク化は非常に効果的であろう。早急にこうしたネットワーク化を進めて、渴水に対応していただきたい。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正常流量の設定について <p>データが少ないというのは、そのとおりであり、平成 17 年のデータで検証している。これは、今回の正常流量は、基本的には下流の漁業への影響という歴史的な経緯の中から考えたものであり、その裏付けとして少しデータを取ってみたということである。</p> ○ ワンドと正常流量との関係について

	<p>これについては、正常流量というよりはワンドを保全していくという中で検討すべき重要な点だと思うので、勉強してみたい。</p>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木曽三川の一体的な有効利用について 名古屋都市圏は、木曽三川の水を活用して発展をしてきており、森林の保全や上下流交流などにも努めているところである。徳山ダムが完成に近づき、木曽川水系連絡導水路についても早期着工が望まれているが、この導水路によって、木曽三川がつながるということである。 こういった木曽三川全体について、一体的な有効利用が必要ではないか。三川の総合的な水運用の検討をすべき時期に来ているので、具体的な運用方法について地域全体で検討し実現していくことが必要であり、国には主導的な役割を期待していきたい。 ○ 木曽川の正常流量の変更について 木曽川の正常流量について、現行の今渡地点 $100 \text{ m}^3/\text{s}$ から、かんがい期 $150 \text{ m}^3/\text{s}$、非かんがい期 $80 \text{ m}^3/\text{s}$ に変更するとことで、維持流量に水利権量や支川流入量を加味して、正常流量を $150 \text{ m}^3/\text{s}$ とするとの説明であったが、木曽川水系の水運用の長い歴史の上に、現行の今渡地点 $100 \text{ m}^3/\text{s}$ という基準がある。この点は、引き続き具体的運用として維持されるべきと考える。
事務局	今渡地点 $100 \text{ m}^3/\text{s}$ というのは貯留制限であり、これはこれからも維持していくということで、正常流量は別の概念であるから、分けて考えていいきたい。
委員長	そこは丁寧に説明していただく必要がある。目標とする確保流量と貯留制限流量とか、流量の性格を明らかにするようお願いしたい。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木曽川水系連絡導水路に期待されているもの 木曽川水系連絡導水路について、揖斐川の万石地点で $20 \text{ m}^3/\text{s}$、成戸地点で $40 \text{ m}^3/\text{s}$ の流況確保というのは、先程の正常流量の足り

	<p>ない分をさしていると見るのであろう。正常流量については先程議論があったが、この $40 \text{ m}^3/\text{s}$ というのは、今回確保すべき水量なのか、これだけ分が木曽川水系連絡導水路で確保される分なのかということが、資料からは読み取れない。</p> <p>即ち、木曽川水系連絡導水路に期待されているものは何なのか。正常流量がそれぞれの川でどれだけで、どれだけが現実に不足していて、どれ位の規模のものをこの導水路によってやろうとしているのか、およそその目安をお願いしたい。</p>
事務局	<p>先程の説明は、正常流量ではなく渇水時の緊急水の補給、つまり $1/10$ 以上の緊急渇水時において、万石地点で $20 \text{ m}^3/\text{s}$、成戸地点で $40 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保することである。万石地点での $20 \text{ m}^3/\text{s}$ については、徳山ダムの不特定容量などによる確保が今後考えられ、成戸地点での $40 \text{ m}^3/\text{s}$ については、新丸山ダムなどを合わせて確保していくこととなる。</p>
委員	<p>計画論上の正常流量の確保だけでなく、緊急渇水時対応も含むということで、大体規模が決まると考えればよいか。</p>
事務局	<p>緊急渇水時対応として渇水対策容量を持っており、これは緊急渇水時に配分できる容量ということである。</p>
委員	<p>緊急渇水時というのは、10 年に 1 度とか、そういう規模の渇水のことか。</p>
事務局	<p>10 年に 1 度以上ある。平成 6 年とか、こういう大きな渇水時において水が足りないときに使うということである。</p>
委員	<p>そのときに期待される必要量とは、$1/10$ 規模よりも異常な事態も想定されていると考えればよいか。</p>
事務局	<p>$1/10$ 以上の異常な渇水に備えるものである。正常流量は $1/10$ 程度の渇水を想定しているが、それとは概念が違って、それ以上の渇水</p>

	時を想定したものである。
委 員	それはできるのか。 $1/10$ 渴水という確率事象が起きたときの不足量はカウントできるとしても、 $1/100$ という非常に大きな渴水が起きたときの必要量は未だカウントしたことがない。 $1/10$ 以上の渴水全部の期待値などは計算したことがないように思う。
事務局	ここでは、平成6年規模の渴水で見ている。
委員長	今の緊急で $1/100$ などという話は、説明の仕方によっては100年に1回規模まで対応するのかとも受け取られ、正常流量だけでは説明のつかない部分もあるので、そこは丁寧に説明していただきたい。
委 員	<p>木曽川水系連絡導水路については、流況の安定化や渴水対応も含め、大きな事業として関心を持っている。渴水対策容量の運用による長良川、木曽川への導水が、それぞれの川について水環境の改善にもなる。</p> <p>同時に、徳山ダムに渴水対策容量として持っている揖斐川の水が、木曽川に導水されたときの生態、水質についても十分検討した上で、水量の安定供給、流水の正常な機能の維持を図る上でも重要な事業施設として、早急に整備を進めていただきたい。</p>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 導水による他流域の生物の迷入について <p>木曽川水系連絡導水路の件で、生態系というか、生物が流域をまたがって移動することとなるが、このように混ざることについて生物系の先生としてはどのように理解しているのか。また、寄生虫等の病気が混ざる可能性について、どのように考えているのか教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 確率年と生物保全の関係性について <p>維持流量あるいは正常流量の関係で、維持される確率年と生物保全の関係性について教えていただきたい。</p>
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 渴水について

	<p>利水関係でいうと、非常に渴水が多く、ダム開発では水利権分はあるはずなのに、なぜ毎年のように渴水があるのかと思う。</p> <p>近年ではダムからの安定供給可能量が計画当初の6割しかなく、平成6年では計画当初の3割しか供給できないとのことである。ただし、ここで使われている数字は許可水利権等いつもの水利権であり、當時実績の数字で計算したものではないため、実際に渴水で取水制限が起きるところのシミュレーションにはなっていない。つまり、水道でも工業用水でも実績は計画需要量をかなり下回っているながら、渴水を起こしてしまうというのは、この4割とか7割とかいう数字が、どうも図上の計算ではないかという気がする（乙51の1・10頁左下部分）。</p> <p>できれば、実績取水から別の年で計算する必要があるのだろうが、取水制限を受けている場合は計算が違ってくるので、そういうところから眺めたほうがよいと思う。</p> <p>平成6年でも、工業用水と農業用水は最大約7割の制限率であったが、こういう取水制限率というのは実績からの制限率のはずであり、水利権量からの節減、制限率ではないので、計算の仕方によってシミュレーションがいろいろ変わってくると思う。</p> <p>今後、木曽川水系連絡導水路ができた等の場合に、今までの実績からそういうシミュレーションをやっていただけると、安心していろいろな水利用が可能となると思う。</p>
委 員	<p>○ 正常流量の設定について</p> <p>木曽三川については、歴史的にいろいろな経緯を経て現在の運用が決まっているということがあり、今回の正常流量の設定についても、取水制限や貯留制限等、既に決められているものはあまり動かさず、それをベースにして積み上げていただきたい。</p>

	<p>○ 木曽川水系連絡導水路の運用について</p> <p>渴水時の対応として、徳山ダムの水を他の2川に持ってくるという木曽川水系連絡導水路は、非常に有効な手段であろうと思われる。ただ、その年の渴水が異常かどうかは後にならないとわからない。また、例えば揖斐川筋の方で水がないときに、連絡導水路で導水するのは難しいと思われる。</p> <p>実際にどういうふうに、どういう状況のときに、どう持ってくるのかという実運用の考え方があれば教えていただきたい。</p>
委 員	<p>当県にとっても一番の基本となるのは、水害や渴水に対して十分な安全を持っているということである。そういう中で、木曽川の今渡地点での正常流量については、かんがい期 $150 \text{ m}^3/\text{s}$、非かんがい期 $80 \text{ m}^3/\text{s}$ ということだが、事前に説明もいただいて十分理解しているところである。</p> <p>また、今渡地点の基準流量については、歴史的経緯もあり貯留制限流量はこれを変更しないとのことである。いずれにしても、この基本方針が早く出て、次のステップに移れることを期待している。</p>
委 員	<p>木曽川水系連絡導水路については、渴水時の緊急導水ということで、正常流量の機能の維持のための導水路と聞いているが、徳山ダムからの利水補給の意味がよくわからないので説明をいただきたい（乙51の1・10頁右下部分）。</p>
委員長	<p>以上、皆様の意見をいただいた。本日、木曽川水系については河川整備基本方針の本文案の資料も用意されていたが、その紹介がなかったので、次回、本日の議論を踏まえ、本文について審議していくこととなる。</p> <p>事務局は、本日の議論や委員会からの追加意見を踏まえて資料を作成し、次回紹介するようお願いしたい。</p>

2 平成19年8月31日に開催された第74回河川整備基本方針検討小委員会における調査・審議の内容の要旨（乙50のうち、木曽川水系連絡導水路に関する部分について要約したもの）

事務局	<p>○ 河川整備基本方針と河川整備計画について</p> <p>河川整備基本方針は、長期的な目標として高度に専門的な観点から治水施策の基本的な方向を議論するものである。これに対して河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って行う河川の整備、つまりダム、堰、堤防等の河川工事や、浚渫等の河川維持といった河川整備の具体的計画について、河川に関する学識経験者の意見を聴きながら定めるものである。</p> <p>したがって、個別施設の具体的な内容は河川整備計画に位置付けるものであり、今回の木曽川水系連絡導水路についても、河川整備計画の中で個別の具体的な議論がなされるものである。</p> <p>以下、このようなスタンスで、今答えられることについて説明したい。</p> <p>○ 木曽川水系連絡導水路に期待されているものは何か</p> <p>○ 正常流量が現実にどれだけ不足していて、どの程度連絡導水路で補給するのか（乙51の2・2頁左上部分）</p> <p>木曽川水系連絡導水路の目的としては；異常渇水時において、徳山ダムに確保された渇水対策容量から緊急用水を木曽川及び長良川へ$16\text{ m}^3/\text{s}$導水し、河川環境を改善することである。また、徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大$4\text{ m}^3/\text{s}$導水し、木曽川で取水することである。</p> <p>ルートとしては、揖斐川の西平ダム付近から木曽川の坂祝地区に長良川を通過しながら行く部分と、長良川に一たん落として、下流から木曽川に行く部分の2ルートとなっている。流量については、20 m^3</p>
-----	--

／s のうち緊急水 $1\ 6\ m^3/s$ 、利水 $4\ m^3/s$ である。また、長良川を通過して木曽川へ行く分は $1\ 5.\ 3\ m^3/s$ で、長良川に一たん落として、下流から木曽川に行く分は $4.\ 7\ m^3/s$ である。

- 正常流量と木曽川水系連絡導水路により確保する流量との関係（乙51の2・2頁左下部分）

正常流量としては、木曽川の成戸地点で概ね $5\ 0\ m^3/s$ となっており、これは新丸山ダムから補給することになる。

異常渴水時に木曽川水系連絡導水路により当面確保する流量としては、木曽川では、平成6年渴水時に最小流量が $0\ m^3/s$ であったものを、 $4\ 0\ m^3/s$ まで確保するということである。これについては、現施設に加え、徳山ダム、新丸山ダム及び木曽川水系連絡導水路の効果により、このように確保されるということである。

また、異常渴水時に連絡導水路等で確保する流量は、平成6年渴水時に発生した川枯れ、瀬切れを解消するとともに、河川中流部のアユ産卵場で必要と考えられる流量ということである。

- 例えば：揖斐川で水がないときに、木曽川水系連絡導水路で導水するのは難しいと思うが、実際どういう状況で水を導水するのか（乙51の2・2頁右上部分）

徳山ダムの渴水対策容量 $5,\ 3\ 0\ 0\ 万\ m^3$ について、これを揖斐川用 $1,\ 3\ 0\ 0\ 万\ m^3$ 、木曽川用 $4,\ 0\ 0\ 0\ 万\ m^3$ に配分している。また、異常渴水時における徳山ダムの緊急水の補給にあたっては、木曽川水系緊急水利調整協議会を開催して、木曽川水系（揖斐川、長良川、木曽川）の調整を行うこととしている。

連絡導水路の計画運用として、平常時には利水のみ導水し、利水補給は $4\ m^3/s$ としているが、異常渴水時に木曽3ダム（阿木・味噌・新丸山ダム）の残容量が $5\ 0\ %$ になった段階で、緊急水 $1\ 6\ m^3/s$ の

導水を併用することとしている。これについては、木曽川上流のダムが枯渇してから緊急水を導水すると $40 \text{ m}^3/\text{s}$ の断面が必要となるため、木曽川上流の不特定補給ダムの貯水量が半分になった段階から、徳山ダムの緊急水を導水することとしたものである。

- 木曽川水系連絡導水路で導水すると生物等の迷入等その影響はどうか（乙51の2・2頁右下部分）

「木曽川水系連絡導水路環境検討会」を平成18年3月に設置しており、この委員会において具体的な調査項目を定め、環境調査を実施している。これは資料にあるとおり、現況の把握や施工等による影響の予測と評価を行うことで、施設設計や施工計画等へ反映することを目的とした委員会である。これまで2回開いており、現在の状況としては、生物については平成18年秋季より調査に着手し、夏季調査までで1年分の調査結果を取得している。

この委員会の中で、こういったことも含めて議論を今後行っていただくこととなる。

- 計画需要量より実績取水量は小さいが、なぜ渴水が発生するのか（乙51の2・3頁）。

木曽川では渴水が頻発しており、平成元年から17年までに17回の取水制限（節水）を実施している。

ダム等が計画された当時に比べて、近年は少雨の年が多くなっており、こういう中で利水の安全度が低下しているものである。平成12年の需要実績（最大取水量）に対し、近年2／20の渴水年では水資源施設の供給能力は低下している。木曽川水系全体で約6割の供給水量となっており、既存の施設のみでは安定的な供給が不可能な状況となっている。特に、牧尾・岩屋ダムといったところで安定供給可能量が需要量を下回っており、渴水が発生し易くなっている。

そこで、渇水時の対応方策として、木曽川水系緊急水利調整協議会を開催し、牧尾、岩屋、阿木、味噌といった個々の単独ダムを総合的に運用していくことにより、牧尾、岩屋ダムの枯渇を防ぎ、深刻な渇水被害の軽減を図っている。なお、今後、さらに有効な方策を検討することとしている。

- 「成戸地点 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 」の検証データが不十分との指摘について(乙47・14頁、乙48右下部分)

木曽川大堰の放流量と塩素イオン濃度との関係を把握するため、平成16年から観測を実施し、16、17、18、19と4年分のデータがある。しかし、平成17年の渇水年のデータ以外は、 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 以下のデータがほとんど取れていない状況である。引き続き木曽川大堰放流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 以下のデータも含め、検証データの充実を図っていきたい。

なお、他の年のデータにおいても、木曽川大堰放流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上であれば、ヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさない塩素イオン濃度(11, 600 mg/l)を満足できているということが確認できている。

- 「成戸地点 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 」は、ワンドの動植物の生息にとって妥当な流量か

河川流量とワンドのハビタットとしての関係を見るには、少なくともワンドの水位とか、水質面からの検討が必要となる。

まず、水位としては、木曽川大堰放流量とワンドのある成戸地点の水位をみると、 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ の場合にはおよそTP-0.3~1.4mの範囲で変動していた。また、それより大きい $140 \text{ m}^3/\text{s}$ （大体平均水流量に相当）の場合でも、TP-0.2~1.5mとほとんど変わらない水位変動になっていた。つまり、水位変動に対して流量の影響

	<p>はあまりないという状況であり、これはこの区間が感潮区間となっており、干満の影響を大きく受けているということである。よって、水位と流量の関係で何が言えるかというのは難しい状況である。</p> <p>次に、水質としては、成戸地点の流心部のデータしか水質は測っておらず、ワンドでの観測データがないため、現時点での検討は難しい。ワンドと維持流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$との関係点について言及するのは、まだ現実には難しい状況である。今後、流量と水質との関係も含めて、ワンド及びその周辺の定期的なモニタリングを行い、良好な自然環境の保全に努めていきたい。</p>
○ 正常流量に関して維持される確率年と生物保全の関係性について	<p>正常流量とは、河川環境の保全等のために必要な維持流量と水利流量とを合わせた流量である。おおむね $1/10$ の渇水流量をめどに、水資源開発施設等によって確保する努力がされているため、自然状態よりも安定した流況とはなるが、変動が小さくなり攪乱は減少する。さらに水資源開発施設等で中小洪水を貯留すると、もう少し規模の大きい攪乱も減少してくる。こうした攪乱の減少は、生物の生息・生育環境に影響を及ぼすことは考えられる。</p>
○ 今渡地点 $100 \text{ m}^3/\text{s}$ の制限流量と正常流量(かんがい期 $150 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $80 \text{ m}^3/\text{s}$)の性格の相違	<p>制限流量とは、下流の流況に悪影響を与えないよう、その流量以下のときにはダムへの貯留や河川自流の取水を制限するものとして運用されている。この流量については、関係者間で合意がされている。</p> <p>一方、正常流量とは、河川環境の保全等のために必要な維持流量と新規利水を含む水利流量の双方を満足する流量であり、適正な河川管理のために基準地点において定める流量である。</p>
委員	河川が自然な状態にあるときに渇水になるのは、ある程度容認される

	<p>べきだと考えると、先程攪乱が減るという説明があったが、それでは減ったときのインパクトを示していただければと思う。</p> <p>水が多いときにはここまで魚が上がれるという、良い面はよくわかるが、増やしたときにネガティブに生態系に働いている部分を示してもらえると、考え方の幅が広がるのではないか。</p> <p>そういう意味で、高水の議論の際にもクリークカットにより土砂が流れなくなるというマイナス効果もある訳で、そのようなマイナスも含めた全体的な判断ができるようになると、さらに基本方針が進化するのではないかと思う。</p>
事務局	河川生態学術研究とか、様々な研究の場でそういったテーマも見ていきたいが、今のところ、きちんと答えられる程の知見は持ち合わせていないのが実情である。
委員長	今後の研究課題として、わかり次第どんどん反映していくということをお願いしたい。
委 員	渴水に関する説明の中で、既存ダム群による安定供給可能量という話があったが、これと既存のダム利用権、水利権量等の数字は資料には載っていない。たぶん水利権量の方が大きいのではと思うが、いずれにせよ徳山ダムからの導水がなければ、しばらくの間、取水制限が頻発すると考えてよいか。
事務局	今も総合運用については努力しているが、協議の持続は厳しいものがあるというのが事実である。
委員長	成戸地点の流量について、あるいはワンドの生物問題についても、事務局から説明があったが。
委 員	成戸地点の流量については、木曽川水系連絡導水路により木曽川大堰下流に水を持ってくるということもあるので、木曽川大堰下流の水質や水環境に関するデータの蓄積を、今後とも図っていただければと思う。

事務局	<p>○ 木曽川水系河川整備基本方針の本文（案）（乙51の3）の説明（以下は木曽川水系連絡導水路の関連部分のみ記載）</p> <p>1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>（1）流域及び河川の概要（14～15頁）</p> <p>河川水の利用については、江戸時代以前から農業用水として利用されている。高度成長期に増大した都市用水や農業用水の需要に対応するため、昭和40年に水資源開発促進法に基づく木曽川水系水資源開発基本計画が決定され計画的な水資源開発が行われている。現在においても、濃尾平野、知多半島、北中勢地域等、流域を越えて、約101,000haの農地にかんがい用水として約390m³/sが利用されるとともに、産業の発展、人口集中に伴う中京圏の都市用水として、水道用水は最大約46m³/s、工業用水は最大約26m³/sが供給されている。水資源開発にあたっては、今渡地点で100m³/s、万石地点で30m³/s等の貯留制限及び取水制限を設定することにより河川環境等への影響の低減を図っている。</p> <p>木曽川からの河川水の利用は、古くから農業用水と漁業に利用され、明治時代までは木曽檜などの木材運搬に利用されていた。水道用水については、大正3年に名古屋市に給水したのをはじめとして、現在では愛知県尾張地域、岐阜県東濃・可茂地域、三重県北中勢地域に広く供給している。工業用水については、名古屋南部地区、四日市地区等に供給している。また、農業用水については、愛知用水、濃尾用水、木曽川用水等へ供給し、中京圏の発展に寄与している。</p> <p>木曽川水系は、従来から渇水の頻発する水系であり、近年の10年間において、14回の取水制限を実施する等、全国的に見ても渇水が生じる頻度が高い水系である。また、揖斐川本川や牧田川、根</p>
-----	--

尾川において、瀬切れが発生し、魚類等の生息環境や人と川とのふれあい活動に影響が生じている。

平成6年には日本各地で渇水が発生したが、木曽三川流域でも他の河川と同様にきわめて深刻な渇水被害が生じた。この平成6年には、異常少雨の影響の他、河川水の取水制限を補うための地下水が汲み上げられ海拔ゼロメートル地帯を含む広範囲な地域で地盤沈下が生じた。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（17頁）

中京圏の社会経済活動を支える都市用水や農業用水等を安定的に供給し、河川の総合的な保全を図るために、広域的、効果的な流水ネットワークの構築を図る。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持（23頁）

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、近年の少雨化傾向に対応した利水安全度の確保、河川環境の保全、地盤沈下の防止を図るため、既存施設を有効利用すること及び関係機関と連携して水利用の合理化を促進すること等により、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努める。

広域的な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図るため、木曽三川を繋ぐ水路を整備するとともに水資源開発施設の総合運用を図る。

なお、利水運用や水資源開発にあたって設定されている今渡地点 $100\text{ m}^3/\text{s}$ の取水及び貯留制限流量は、これを維持する。

渇水被害等を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

	<p>2 河川の整備の基本となるべき事項</p> <p>(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項（34頁）</p> <p>ア 木曽川</p> <p>木曾成戸地点から上流の今渡地点までの間における既得水利としては、水道用水として約 $31 \text{ m}^3/\text{s}$、工業用水として約 $12 \text{ m}^3/\text{s}$、農業用水として約 $77 \text{ m}^3/\text{s}$ の合計約 $120 \text{ m}^3/\text{s}$ の許可水利がある。</p> <p>今渡地点における昭和51年～平成16年までの29年間のうち、欠測を除く27年間の平均渇水流量は約 $86 \text{ m}^3/\text{s}$、平均低水流量は約 $127 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、10年に1回程度の規模の渇水流量は約 $67 \text{ m}^3/\text{s}$ である。</p> <p>今渡地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量は、かんがい期では概ね $150 \text{ m}^3/\text{s}$、非かんがい期では概ね $80 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、河川環境の保全、円滑な水利使用等に資するものとする。</p>
委 員	木曽川水系の河川整備基本方針（案）は、今までの議論を踏まえて対応していただいている、これで結構かと思う。
委 員	木曽川水系で瀬切れが発生する理由について、後でもよいので示していただきたい。また、単に瀬切れが発生して魚類あるいはその生息環境に影響を与えるということだけではなく、この問題についてどのように対応していくのかについても、今後、河川管理の中で検討していただきたい。
委 員	木曽川水系の（案）について、洪水調節施設とは連絡導水路も含めて解釈するのかお聞きしたい。
事務局	木曽川水系連絡導水路は洪水調節を行うものではないので、洪水調節

	施設には含まれていない。
委 員	木曽川水系の（案）について、流水の正常な機能の維持という項目の中で、「既存施設の有効利用」と「水利用の合理化」という2点が載っているが（乙51の3・23頁）、現在建設中のダムには不特定補給を行うものがあり、そういう点をどのように読めばよいのかお聞きしたい。
事務局	新規のダムがあるので、もう少し記述の方法を考えさせていただきたい。
委員長	各県の知事はいかがか。
委 員 (各 県 知事)	特に異存はない。
委員長	あらかた意見も出尽くしたと思うが、本日の議論を踏まえ、一応大枠として基本高水や正常流量の問題については理解していただけたと思うので、私と事務局において木曽川水系ほかの河川整備基本方針（案）を取りまとめ、各委員に確認していただいた上で、河川分科会に報告したい。

第2 原告らの平成22年6月2日付け求釈明書に対する回答

1 求釈明2（1）について

社会資本整備審議会（河川整備基本方針検討小委員会及び河川分科会）の調査・審議の内容には、客観性及び公正性が認められる。

したがって、被告らの回答は、原告らのいう②である。

2 求釈明2（2）について

上記第1で述べた河川整備基本方針検討小委員会（第72回・第74回）における調査・審議の要旨及び同委員会の報告に基づいて

検討が行われた社会資本整備審議会河川分科会（第30回）の議事録（乙30）から明らかにおり、社会資本整備審議会（河川整備基本方針検討小委員会及び河川分科会）において、客観的かつ公正な調査・審議がなされており、その結果、木曽川水系河川整備基本方針（乙29）が策定されたのである。

したがって、木曽川水系河川整備基本方針は所定の手続を適正に経て、その内容も、客観性及び公正性が確保されたものであるといえるのである。

3 求釈明2（3）について

乙49ないし乙51の3のとおりである。

なお、これらの議事録等については、国土交通省のホームページで閲覧が可能である。

第3 原告ら第3準備書面に対する反論

1 「第1 はじめに」について

(1) 「1」について

本件導水路事業の目的に新規利水の供給が含まれることは認めめるが、その余は否認する。

原告らが主張する「流水の正常な機能の維持」とは、正しくは「流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）」である。

(2) 「2」について

ア 第1段落（「本導水路を」から「供給水源とされている。」まで）について

認める。

イ 第2段落（「2004年」から「水源とされた。」まで）につ

いて

原告らが主張する、「愛知県『木曽川水系における水資源開発基本計画需給想定調査調査票（都市用水）愛知県（木曽川水系）平成16年3月』」は、平成16年3月に愛知県から国土交通省に回答した「木曽川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」が正しい。

その余は概ね認める。

ウ 第3段落（「すなわち」から「必要とされているのである。」まで）について

原告らが主張する、「近年20年で2番目の規模の渇水年において供給可能な量」は、「近年の20年に2番目の渇水年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより年間を通じて供給が可能となる水量」が正しい。

その余は概ね認める。

(3) 「3」について

争う。

原告らの主張は要するに、「現在までの実績」すなわち平成19年度までの実績に基づく独自の考え方立脚し、平成16年6月に全部変更された木曽川水系フルプランにおける平成27年度の需要想定の適否を論じようとするものである。

原告らが上記主張の根拠として引用している、原告ら訴訟代理人である在間弁護士が作成した「木曽川水系連絡導水路事業愛知県需給想定調査検討書」（甲5）についても、上記と同様の過ちを犯しており、一顧の価値もないことは明らかである。

なお、原告らは、「在間は原告ら代理人であるが、甲5の経歴の通り、水資源・環境学会に所属するとともに月刊『水情報』の

編集委員を務めて、水問題について著作論文を多く発表しており、利水問題を含む河川や水問題全体についての東海地方における数少ない専門家の一人である。」と主張し、甲5に基づき、愛知県需給想定調査の需要想定値が過大であること等を裏付けようとしている。

しかしながら、同弁護士は、専ら住民訴訟の原告側代理人として活動するという性格の「環境問題の『専門家』」であり、本件についても、原告らの主催するホームページに、同弁護士の私見にあたる読み物を掲載して木曽川水系連絡導水路について論難するとともに、国土審議会水資源開発分科会木曽川部会に甲5と同内容の文書を送付するなど、訴訟外での、政治的とも評すべき行動も活発に行っている「専門家」というべきである。

ちなみに、いわゆる財田川事件と称される再審請求事件の決定（最決昭和51年10月12日判時第828号23頁）において、最高裁判所は、同事件を担当した矢野弁護人が、「累次にわたり印刷物、著書等により、世間に対して申立人の無実を訴え、当裁判所にもそれらのもの」を送付したとして、「弁護人がその担当する裁判所に係属中の事件について、自己の期待する内容の裁判を得ようとして、世論をあおるような行為に出ることは、職業倫理として慎むべきであり、現に弁護士会がその趣旨の倫理規定を定めている国もあるくらいである。本件における矢野弁護人の前記文書の論述の中には、確実な根拠なくしていたずらに裁判に対する誤解と不信の念を世人に抱かせる虞のあるものがある。」との判示があることを指摘しておく。

以上のとおり、需給想定調査（乙21）における平成27年度の需給想定値は、飽くまでも平成16年6月に木曽川水系フルプ

ランが全部変更された時点において、昭和55年度から平成12年度までの過去の実績を用いて想定されたものであり、その合理性には疑問の余地はないのである。

したがって、原告らの主張が全くの誤りであることは、多言を要せずして明らかというべきである。

2 「第2 需要想定」ないし「第4 まとめ」について

原告らのこれらの項における主張は、上記の通り、全く誤った独自の見解に基づいており、前提において合理性に欠けていることは明白であるから、個別に認否をなす必要は認め難く、一括して「争う。」と答弁する。

以上